

様

福島県富岡町の  
復興・創生に向けた要望

令和4年7月15日

富岡町長 山本 育男



富岡町議會議長 高橋 実



## 要　望　書

東日本大震災及び原子力災害から11年余りが経過する中、避難指示が解除された地域においては、生活関連サービスや社会インフラ整備が進むにつれて居住者も増えており、かつての賑わいも少しずつ取り戻しつつあります。

特定復興再生拠点区域においては、立入規制の緩和と準備宿泊の開始によって、多くの方々に復興を現実のものと捉えていただける機会が増えてきておりますが、避難指示解除に向けては、除染・解体工事の進捗による更なる放射線量の低減が不可欠であり、生活に直結する買い物環境の整備など、課題は山積しております。

また、特定復興再生拠点区域外においては、昨年の与党第10次提言、政府方針を受け、地域住民が将来の帰還に希望を持つことができましたが、実現に向けて早急に具体的な取組を行っていく必要があります。

国においては「福島の復興なくして、日本の再生なし」との強い理念の下、これまで以上の現場主義を貫き、被災地に寄り添いながら本格的な復興・再生に向けて支援していただきますよう、次のとおり要望いたします。

### 記

1. 特定復興再生拠点区域の円滑な避難指示解除
2. 特定復興再生拠点区域外に係る取組の早期具体化
3. 世界屈指の福島国際研究教育機構の整備
4. 原賠審による中間指針の見直し
5. 復興に向けた財政的、人的支援の継続

## **1. 特定復興再生拠点区域の円滑な避難指示解除**

【復興庁、経済産業省、環境省】

- 令和5年春頃を目途とする特定復興再生拠点区域の避難指示解除に際し、地域住民の安全・安心の根幹となる放射線量の低減を確実なものとするため、進捗率 100%を目標に除染・解体工事を柔軟かつ迅速に進めること。  
また、丁寧な説明とともに、住民に寄り添ったフォローアップ除染を行い、可能な限りの不安解消を図ること。
- 拠点に位置付けられている道路外縁の除染・解体工事を速やかに進め、生活圏における放射線量の更なる低減を図ること。
- 拠点区域内で暮らす住民の生活に不可欠となる食料品店や衣料品店、更には飲食店や娯楽施設等の誘致を積極的に支援すること。

## **2. 特定復興再生拠点区域外に係る取組の早期具体化**

【復興庁、経済産業省、環境省】

- 帰還を希望する住民が安心して暮らすことができる環境を確保するため、自宅だけでなく公園や墓地など生活圏となる集落全体を対象として除染・解体工事を行うこと。
- 昨今多発する地震や自然災害における二次被害の発生を防ぐためにも、拠点区域外における危険家屋の解体については早急に実施すること。
- 窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、情勢変化に対応した治安維持や多岐にわたる防犯活動の強化を行うこと。

### 3. 世界屈指の福島国際研究教育機構の整備

#### 【復興庁】

- 原発被災地域が抱える様々な課題を解決に導き、地域住民の夢と希望となる世界屈指の福島国際研究教育機構を整備すること。
- 地元企業と共に放射線量の低減や原発廃止措置につながる研究開発や技術革新に取り組み、新たな産業の創出を通じて原発災害からの復興を力強く後押しすること。
- 国内外の最先端の研究者や企業を呼び込み、地域の一員として定着を図るとともに、地元小中学校との連携や人材育成に積極的に取り組むこと。

## 4. 原賠審による中間指針の見直し

【復興庁、経済産業省、文部科学省】

- 原発事故に係る集団訴訟の判決結果等を踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会による「中間指針」の見直しを行い、速やかに被害者全員の救済を行うこと。
- 国は最後まで責任を全うし、被害者の心情に配慮した損害への誠実な対応を行うよう、東京電力に対する指導を徹底すること。
  - (1) 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応。
  - (2) 事業再建につながる営業損害や風評被害への的確な賠償の実施。
  - (3) 実態に見合った公共財物賠償の的確かつ迅速な賠償の実施。
  - (4) 全ての被害者の賠償機会を設ける消滅時効への適切な対応。
  - (5) ALPS 处理水の処分に係る新たな風評への賠償。

## 5. 復興に向けた財政的、人的支援の継続

【復興庁、経済産業省、環境省】

- 原子力災害特有の極めて深刻な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができる十分な財源を確保すること。
- 福島の復興を支える福島再生加速化交付金や被災者の生活再建ステージに応じて支援する被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。
- 復興の進捗によって生じる新たな課題への対応を可能とするため、復旧・復興事業における地方負担分や中長期的な職員派遣に対する人件費等については、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。